

Arcstar Contact Centerサービス契約約款 【現改比較表】 2021年7月30日現在

～2021年8月31日

2021年9月1日～

<p>目次（略） 第1章～第12章（略） 別記 1～3（略）</p> <p>4 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等 5～8（略）</p> <p>料金表 通則 第1表～第2表（略） 第3表 附帯サービスに関する料金 第1～第2（略）</p> <p>第3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金</p> <p>料金表別表（略） 附則（略） 第1章～第11章（略） 第12章 附帯サービス （附帯サービス） 第40条 Arcstar Contact Centerサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記4に定めるところによります。</p> <p>別記 1～3（略）</p>	<p>目次（略） 第1章～第12章（略） 別記 1～3（略）</p> <p>4 削除 5～8（略）</p> <p>料金表 通則 第1表～第2表（略） 第3表 附帯サービスに関する料金 第1～第2（略）</p> <p>第3 削除</p> <p>料金表別表（略） 附則（略） 第1章～第11章（略） 第12章 附帯サービス （附帯サービス） 第40条 Arcstar Contact Centerサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記6 及び別記7に定めるところによります。</p> <p>別記 1～3（略）</p>
--	---

<p><u>4 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等</u></p> <p><u>(1) 当社は、Arcstar Contact Centerサービス契約者（カテゴリー2に係る者に限ります。以下本項で同じとします。）から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置（IP通信網利用回線の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、Arcstar Contact Centerサービス契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p><u>(2) 当社は、Arcstar Contact Centerサービス契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置の設置若しくは移転、ボイスモードゲートウェイ装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、Arcstar Contact Centerサービス契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します</u></p> <p><u>(3) ボイスモードゲートウェイ装置には、料金表第3表に定めるところにより最低利用期間があります。この場合において、その取扱いについては次のとおりとします。</u> <u>ア 最低利用期間はボイスモードゲートウェイ装置の提供を開始した日から起算して2年間とします。</u> <u>イ Arcstar Contact Centerサービス契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第3表に規定する額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>(4) ボイスモードゲートウェイ装置を設置するために必要な場所は、Arcstar Contact Centerサービス契約者から提供していただきます。</u></p> <p><u>(5) ボイスモードゲートウェイ装置に必要な電気は、Arcstar Contact Centerサービス契約者から提供していただきます。</u></p> <p><u>(6) Arcstar Contact Centerサービス契約者がボイスモードゲートウェイ装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。</u></p>	<p><u>4 削除</u></p>
<p>5～8（略）</p>	<p>5～8（略）</p>
<p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表～第2表（略）</p> <p>第3表 付帯サービスに関する料金</p> <p>第1～第2（略）</p>	<p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表～第2表（略）</p> <p>第3表 付帯サービスに関する料金</p> <p>第1～第2（略）</p>

第3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金

1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>(1) ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金の適用</u>	<u>1 当社は、Arcstar Contact Center サービス契約者（カテゴリー2に係る者に限ります。）について、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用します。</u> <u>2 当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u>
<u>(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用</u>	<u>Arcstar Contact Center サービス契約者は、最低利用期間内にボイスモードゲートウェイ装置に係る契約の解除があった場合は、別記3（ボイスモードゲートウェイ装置の提供等）の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</u>

2 料金額

<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>ボイスモードゲートウェイ装置 利用料</u>	<u>25ch まで利用できるもの</u>	<u>ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額</u>	<u>542,500 円</u> <u>(596,750 円)</u>
	<u>125ch まで利用できるもの</u>	<u>ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額</u>	<u>663,750 円</u> <u>(730,125 円)</u>

第3 削除

	<u>250ch まで利用で</u>	<u>ボイスモードゲート</u>	<u>821,250 円</u>
	<u>きるもの</u>	<u>ウェイ装置ごとに月</u>	<u>(903,375 円)</u>
		<u>額</u>	

3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>
<u>ボイスモードゲートウェイ装置の提供</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する実費</u>
<u>等に関する工事費</u>		

料金表別表（略）

料金表別表（略）

附 則（令和3年7月26日 A P S 1 第00809342号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。